○村上市森林整備等推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の森林整備等の推進及び林業の振興を目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　林業専用道　森林施業のために利用し、10トン積トラック等により木材等を安全かつ効率的に運搬することが可能な規格、構造及び路線形を有する道をいう。

(2)　森林作業道　森林施業のために利用し、主として林業機械の走行が可能な道をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、別表第１に掲げるとおりとし、申請時において、市税等を滞納していないものとする。

（補助事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業区分、事業要件、経費及び補助金の額は、別表第１及び別表第２に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着手前に、村上市森林整備等推進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書に係る審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付について決定したときは、村上市森林整備等推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して、村上市森林整備等推進事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

（交付申請内容の変更等）

第７条　前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに村上市森林整備等推進事業補助金変更・中止交付申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、村上市森林整備等推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の３月31日のいずれか早い日までに、村上市森林整備等推進事業実績報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村上市森林整備等推進事業補助金額確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（交付の時期）

第11条　補助金は、対象活動終了後、実績報告書により検査、合格した後交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条　市長は、第６条に規定する交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。

(2)　補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条　市長は、前条の規定による取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第３条、第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 交付対象者 | 事業要件 | 補助金の額 |
| (1)　再造林促進 | (1)　森林組合  (2)　生産森林組合  (3)　林業事業体  (4)　森林所有者  (5)　その他市長が認めた団体  （国、県その他の公的機関から類似要件の補助金の交付を受ける者は、交付対象者から除く。ただし、特殊地拵えは併用可とする。） | 伐採跡地及び荒廃林の整備を目的とする地拵え、特殊地拵え又は再造林  (1)　村上市森林整備計画（以下「整備計画」という。）に定める計画対象区域に該当する箇所であること。  (2)　植栽本数は、整備計画に定める本数とする。  (3)　事業体が樹立した森林経営計画に含まれていない0.1ヘクタール以上の箇所であること。ただし、複数の施業箇所があり、その合計面積が0.1ヘクタール以上となる場合は、補助対象とする。 | 特殊地拵えのみで１ヘクタールあたり30万円、地拵えから植栽までの施業で１ヘクタールあたり100万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 |
| (2)　里山林整備等 | (1)　森林組合  (2)　生産森林組合  (3)　林業事業体  (4)　自治会  (5)　建設業者  (6)　農業法人  (7)　非営利活動法人  (8)　その他市長が認めた団体  （国、県その他の公的機関から類似要件の補助金の交付を受ける者は、交付対象者から除く。） | 里山林の荒廃を防ぐことを目的とする除伐、雑草木の刈払い又は里山林の整備及び活用  (1)　整備計画に定める計画対象区域に該当する箇所であること。  (2)　事業体が樹立した森林経営計画に含まれていない0.1ヘクタール以上の箇所であること。ただし、複数の施業箇所があり、その合計面積が0.1ヘクタール以上となる場合は、補助対象とする。  (3)　同一箇所の施業は最大３年間まで継続可能  (4)　補助金の交付申請は、１事業者につき、年度内において除伐及び雑草木の刈払いと里山林の整備及び活用事業それぞれ１回限りとする。 | (1)　除伐は１ヘクタールあたり、当該年度の県が定めた民有林造林事業標準単価の除伐単価と同額とする。  (2)　雑草木の刈払いは１ヘクタールあたり、当該年度の県が定めた民有林造林事業標準単価の下刈り１回刈り単価と同額とする。  (3)　里山林の整備及び活用は活動に要した経費の総額の２分の１を上限とし、１事業最大10万円とする。  (4)　1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  (5)　課税事業者は、消費税及び地方消費税を除く。 |
| (3)　林業専用道・森林作業道補修資材 | 市内の林業専用道・森林作業道の管理者  （国、県その他の公的機関から類似要件の補助金の交付を受ける者は、交付対象者から除く。） | 森林整備を目的とする林業専用道・森林作業道の維持、修繕又は改良 | 補修資材の購入単価（消費税及び地方消費税を除く）に使用量を乗じて得た額の総額の10分の10とし、１事業最大20万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 |
| (4)　林家・林業技術者育成 | (1)　市内に事業所を有する森林組合や林業事業者等  (2)　市内に住民登録があり、山林等を所有している林家  (3)　林業経営への参入を目指す市内事業者等  （国、県その他の公的機関から類似要件の補助金の交付を受ける者は、交付対象者から除く。） | 森林施業に必要な資格及び免許取得のための研修会等への参加及び主催 | (1)　資格及び免許取得は、林家は10分の10とし、市内林業事業体及び新規参入を目指す事業者は２分の１を上限とする。  (2)　研修会の参加は２分の１を上限とし、外部からの参加可能な研修会の主催は10分の10とする。  (3)　課税事業者は、消費税及び地方消費税を除く。 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象経費 |
| (1)　再造林促進 | 特殊地拵えの経費又は伐採後に行う地拵えから植栽までの経費 |
| (2)　里山林整備等 | 除伐、雑草木の刈払い経費又は里山林を活用した事業に対する経費とし、活動経費は次に掲げるものとする。  (1)　人件費  (2)　消耗品費  (3)　資機材購入費  (4)　重機等の賃借料  (5)　その他市長が認める経費 |
| (3)　林業専用道・森林作業道補修資材 | 補修資材の購入に係る経費とし、補修資材は次に掲げるものとする。  (1)　砕石、割栗石  (2)　生コンクリート  (3)　鉄線かご（ふとんかご等）  (4)　土のう、大型土のう  (5)　路面排水材  (6)　市長が別に認めるもの |
| (4)　林家・林業技術者育成 | 次の各号のいずれかに該当する森林施業に必要な資格及び免許取得のための研修会等への参加及び主催に係る経費  (1)　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という）第76条第１項に規定する技能講習のうち次の各号のいずれかに該当するもの。  ア　はい作業主任者技能講習  イ　小型移動式クレーン運転技能講習（１ｔ以上５ｔ未満）  ウ　フォークリフト運転技能講習（１ｔ以上）  エ　不整地運搬車運転技能講習（１ｔ以上）  オ　玉掛け技能講習（１ｔ以上）  (2)　法第19条の２に規定する安全管理者等に対する教育等のうち次に掲げるもの。  ア　安全衛生推進者能力向上教育（林業関係）  (3)　労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）第36条に規定する特別教育のうち次の各号のいずれかに該当するもの。  ア　伐木等機械の運転の業務に係るもの  イ　走行集材機械の運転の業務に係るもの  ウ　機械集材装置の運転の業務に係るもの  エ　簡易架線集材装置等の運転の業務に係るもの  オ　チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に係るもの  カ　小型車両系建設機械の運転の業務に係るもの（３ｔ未満）  キ　移動式クレーンの運転の業務に係るもの（１ｔ未満）  ク　玉掛けの業務に係るもの（１ｔ未満）  (4)　安全衛生教育の推進について（平成３年１月21日付け基発第39号。）安全衛生教育等推進要綱第３項第１号に規定する特別教育に準じた教育のうち次に掲げるもの。  ア　刈払機取扱作業に係る安全衛生教育  (5)　資格及び免許取得のうち次の各号のいずれかに該当するもの。  ア　森林総合監理士（フォレスター）  イ　森林施業プランナー  ウ　森林経営プランナー  エ　大型自動車免許　※大型自動車を所有又は納入予定のある林業事業体に限る  (6)研修会に参加のうち次の各号のいずれかに該当するもの。  ア　研修参加費  イ　公共交通費  (7)研修会を主催のうち次の各号のいずれかに該当するもの。  ア　講師謝礼及び交通費  イ　宿泊費  ウ　テキスト代  エ　会場借り上げ料  (8)　その他市長が認めたもの |